

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童扶養手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚沼市は、児童扶養手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

魚沼市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報の照会 ②上記照会による資格確認及び支給処理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、児童情報ファイル、受給者所得情報ファイル、配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 項番17、20、42、53、76、80、89、90、125、141、155、161 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 項番81</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局子ども課
②所属長の役職名	教育委員会事務局子ども課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守しており、人為的ミスが発生するリスク対策を行っている。 ・申請者からのマイナンバー取得を徹底している。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース入力の際には複数人で確認している。 ・申請書の保管及び廃棄等については、複数人で確認を行うこととしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	5. 評価実施機関における担当部署	教育次長 森山正昭	教育次長	事後	様式変更によるもの
令和1年6月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 教育委員会 ②担当者の役職名 教育次長	①部署 教育委員会事務局子ども課 ②担当者の役職名 教育委員会事務局子ども課長	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策			事後	様式追加によるもの
令和3年9月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和7年10月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人を介在させる作業			事後	様式追加によるもの
令和7年10月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式追加によるもの
令和8年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	I-3中 番号法第9条第1項、別表第一項番37 I-4 ②中 番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番13、16、26、30、47、64、65、87、116 (別表第二における情報照会の根拠) 項番57	I-3中 番号法第9条第1項、別表項番 56 I-4 ②中 番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報提供の根拠) 項番17、20、42、53、76、80、89、90、125、 141、155、161 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における情報照会の根拠) 項番81	事後	法令改正によるもの
令和8年3月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島 910 025-792-1000	事後	
令和8年3月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えら れる対策			事後	様式追加によるもの